

札幌市障がい・医療的ケア児保育事業

◆障がい児保育◆

1 趣旨

心身に障がいを有する児童を、他の児童とともに集団保育することにより障がい児の成長発達を促進し、当該児童の福祉の増進を図る。

2 事業の内容

児童に「障がい児保育認定」が行われると、札幌市が障がい児保育実施施設に対して、障がい児保育を行うために必要となる保育士の体制（加配等）や施設設備の整備などのための助成を行う。また、障がい児保育巡回指導を年2回程度行い、集団における障がい児保育について児童の状態の把握や保育環境についてなどの助言を行う。

3 事業実施保育施設と対象児童

(1) 認定こども園(※1) / 1号（学校法人が設置主体の施設(※2)は除く）、2号(※3)、3号認定児童

(2) 認可保育所 / 2号、3号認定児童

(3) 地域型保育事業所 / 3号認定児童（2号に到達した子どもを含む）

(4) 幼稚園は対象外

※1 幼稚園型認定こども園は1号～3号認定児童 全て補助対象外

※2 学校法人の認定こども園では、1号認定児童は補助対象外

※3 幼保連携型認定こども園で、2号認定子どもは、すでに北海道の障がい児保育事業による補助対象に認定されている場合がある。この場合は、札幌市の障がい児保育に認定できないため、対象児がいる場合には手続きの前に子ども家庭福祉係に問い合わせをすること。

4 障がい児保育認定基準表

種 類		区 分		
		重度	中度	軽度
身体障がい	視覚・聴覚障がい	身障1級	身障2～3級	身障4～6級
	音声・言語・咀嚼障がい		身障3～4級	
	肢体不自由	身障1級	身障2～4級	身障5～7級
	内部疾患		身障1～2級	身障3～4級
精神（言語）遅滞	療育手帳	A	B	B—
	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定
精神又は身体障がい	特別児童扶養手当		1級2級	
自閉症スペクトラム・ADHD等	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定

自閉症スペクトラム、ADHDの「等」は札幌市障がい児保育事業にかかわる判定・療育関係機関（以下「判定・療育関係機関」という。）の診断に基づき、保育の実施への影響を勘案して検討する。

5 障がい児保育認定

障がい児保育の認定は障がい児保育認定基準表に基づき、区保健福祉部長等が行う。

ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の証書等（以下「障がいにかかわる手帳等」という。）を所持しておらず、判定・療育関係機関の診断により重度の障がいと認定された場合は、公的機関での確認を促す目的で、障がいにかかわる手帳等について情報提供することとする。ただし、申請は保護者の任意であり、強制するものではない。

6 札幌市障がい児保育事業にかかわる判定・療育関係機関【18か所】 別紙参照

児童相談所による判定書は無料、他関係機関による診断書は有料

7 障がい児保育認定の流れ

入所前の1号認定児童及びすでに保育施設に入所している既利用児童（在園児）については、障がい児認定の説明及び申請は保育施設等が行う。また、入所前2号3号認定児童については、入所の申し込みの際に、区健康・子ども課子ども家庭福祉係（以下「子ども家庭福祉係」という）が説明を行う。

(1) 入所前の1号認定児童及び既利用（在園）児童の認定手続き

入所前の1号認定児童や既に保育施設を利用している児童に障がいと認められた場合、以下が必要書類となる。

- ① 様式1-3 障がい児保育（認定・再認定）依頼書
- ② 様式1-4-(1) 既利用児童の行動観察報告書
- ③ 障がいにかかわる手帳の写し、もしくは、判定・療育関係機関（18か所）の診断書（※診断書は札幌市の様式である別表2を必ず使用）
- ④ 障がい児保育事業について保護者に伝え同意を得る。上記①②様式及び③の必要書類を対象児童の居住区の子ども家庭福祉係へ提出する。
- ⑤ 区保健福祉部長等が認定する。

【重度判定の場合】

障がいにかかわる手帳の所持がなく、判定・療育関係機関の診断書が重度判定だった場合には、障がいにかかわる手帳等や福祉サービスについて情報提供する。ただし、申請は保護者の任意とし、強制するものではない。

※ 手帳（療育手帳の場合）申請の際、児童相談所で判定を受けることになり、公的機関での確認につながるため（令和6年度より、児童相談所での判定及び審査会は不要となった）

(2) 入所前の2号、3号認定児童の認定手続き

入所申込みの段階で障がいにかかわる手帳等を所持している、又は、診断名の記載があるなど、障がいと確定している場合は、入所内定（決定）後、観察保育を実施する。（保護者への連絡調整が必要となる場合がある）

- ① 入所前に観察保育を実施する意向がある場合には、子ども家庭福祉係に連絡をする。
様式1-1 観察保育依頼書、様式1-2-(1) 行動観察報告書が区保健福祉部長等より送付される。
- ② 観察保育実施後、保育施設は、様式1-2-(1) 行動観察報告書を子ども家庭福祉係へ提出する。
- ③ 区保健福祉部長等が認定する。

8 認定開始日

- (1) 利用(入所)申込み児童
入所の日から開始する。
- (2) 既利用(在籍)児童

原則、全関係書類の区役所受理日から開始となる。

ただし、判定・療育関係機関の都合などにより診断が遅れる場合等もあるため、対象児童に対する支援の必要性に基づき、障がい児保育個別指導(支援)計画を作成して関わっている事実を認めた場合、個別指導(支援)計画作成月の初日を認定日とする。(申請書類のほか、障がい児個別指導(支援)計画を提出する必要がある。)最大、年度初め(4月)まで遡ることを認める。

9 認定等の区分

認定等の区分は、認定のほか、再認定、転園、認定解除、退所、教育・保育給付認定変更がある。

- (1) 再認定

障がいにかかわる手帳を所持している児童が、手帳更新時に程度変更になった場合、保育施設は、新たに様式 1-3 障がい児保育等(認定・再認定)依頼書、様式 1-4-(1) 行動観察報告書を提出する。

- (2) 転園

転園になった場合、保育施設は速やかに子ども家庭福祉係へ連絡し、区保健福祉部長等へ報告する。札幌市内での転園の場合、障がい児保育認定は、転園先に引き継がれ、新たに申請する必要はない。保健福祉部長等より、退所、転園双方の施設に様式 1-10 障がい・医療的ケア児保育等認定区分が通知される。転園先には様式 1-9 障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果の通知が併せて送付される。

- (3) 認定解除

障がいにかかわる手帳等の返却、医師の判定・診断や保護者の意向により認定を解除する場合は、様式 1-13 障がい児保育認定解除届の提出により、認定を解除するものとする。保育施設は速やかに家庭福祉係へ連絡し、区保健福祉部長等へ報告する。

認定解除日は障がいにかかわる手帳等の返却日又は、書類の受理日とする。

- (4) 退所、教育・保育給付認定の変更

退所又は保護者からの申請により、2号、3号認定児童から1号認定児童へ、1号認定児童から2号認定児童へ変更になった場合、保育施設は速やかに子ども家庭福祉係へ連絡をし、区保健福祉部長等へ報告する。

10 障がい児保育巡回指導の実施

障がい児保育認定の対象児童のいる保育施設に対し、障がい児の発達過程や障がいの状況に応じた適切な保育が行われるよう、子ども未来局保育推進課指導担当係において、巡回指導を実施する。巡回指導はおおむね年2回程度行なう。

11 障がい児の個別指導(支援)計画

障がいのある児童(認定児)の保育については、当該保育施設において、児童の状況に応じた指導(支援)計画を個別に作成する。3歳児未満の個別指導計画でも構わない。

※様式に規定はなく、各保育施設の様式を使用する。年間計画ではなく、月別又は、期別のものとする。

◆医療的ケア児保育◆

1 趣旨

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し、看護師を配置し保育所等で受入れ、集団保育及び医療的ケアを行うことを目的とする。

2 事業の内容

児童に「医療的ケア児保育認定」が行われると、医療的ケア児保育実施保育施設に対して、医療的ケアを行う看護師の人件費や医療的ケア児保育に必要な施設設備の整備などへの補助金を交付し、保育所等での医療的ケア児保育受入れの促進を図る

3 事業実施保育施設と対象児童

- (1) 認定こども園 / 1号、2号、3号認定児童
- (2) 認可保育所 / 2号、3号認定児童
- (3) 地域型保育事業所 / 3号認定児童（2号に到達した子どもを含む）
- (4) 幼稚園は対象外

4 医療的ケア児保育認定

医療的ケア児保育の認定は、医療的ケア児保育等認定基準表（別表 1-2）に基づき、区保健福祉部長等が、医療的ケア児保育認定審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託し、主治医の意見書及び医療的ケア指示書・別紙や施設が作成した行動観察報告書を基に、当該保育施設における集団保育の可否及び医療的ケアの内容について決定される。（審査会の詳細は「札幌市障がい・医療的ケア児保育事業実施要綱」参照）

5 医療的ケア児保育認定手続きについて

- (1) 入所前の2号、3号認定児童については、保護者が子ども家庭福祉係へ利用を申し込むが、1号認定児童及び既利用児童については、保護者は園で利用申し込みをするため、保育施設が手続きを行う。
- (2) 医療的ケア児保育認定は、主治医の意見書及び指示書等に基づいて、審査会で審議し、集団保育の可否及び医療的ケアの内容を決定する。
- (3) 途中で医療的ケアの内容が変更となった場合、基本的には審査会を開催するが、変更内容により、審査会の開催は不要となる場合があるため、子育て支援部長に確認する。

6 医療的ケア児保育認定の流れ

- (1) 入所前の1号認定児童及び既利用（在園）児童の認定手続き

入所前の1号認定児童や既利用児童が日常生活を営むために医療的ケアを要する状態が判明した場合、又は、すでに医療的ケア児保育の認定を受けている児童の状況に応じて再認定が必要と判断する場合には、保育施設は保護者に「医療的ケア児保育認定（医療的ケア児保育実施施設に対して、医療的ケアを行う看護師を配置する場合の人件費や施設設備の整備等に使える補助金を受けられる制度があること）」について説明し、医療機関へ書類の記載を依頼し、下記①～③の書類を家庭福祉係へ提出する。

※ただし、看護師配置が無くても、保護者の対応により認定せずに入所が可能である。

- ① 様式 1-3 障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
- ② 様式 1-4-(2) 既利用児童の行動観察報告書（医療的ケア児用）
- ③ 様式 2-1 医療的ケア実施申出書、様式 2-2 主治医意見書、様式 2-3 医療的ケア指示書・

別紙、障がいにかかわる手帳の写し

- ④ 区保健福祉部長等は、①、②、③を子育て支援部長へ送付し、審査会の付託を行う。当該保育施設における集団保育の可否及び医療的ケアの内容について審議・決定する。再認定については、必要に応じて審査会を行う。
- ⑤ 区保健福祉部長等が認定し、当該保育施設に対し、様式1-9障がい児・医療的ケア児保育等認定審査結果、様式1-10障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書を送付する。
- ⑥ 保育施設は様式2-4医療的ケア実施内容通知書を保護者へ提出し、保護者は様式2-5承諾書を保育施設に提出する。また、それらの写しと様式2-6医療的ケア実施計画を併せて子ども家庭福祉係へ提出する。

(2) 入所前の2号、3号認定児童の認定手続き

- ① 子ども家庭福祉係は、入所申込みの際に保護者に「医療的ケア児保育認定」について説明する。
- ② 保護者より、様式2-1医療的ケア実施申出書、様式2-2主治医意見書、様式2-3医療的ケア指示書・別紙、所持があれば障がいにかかわる手帳の写しを提出してもらう。
- ② 子ども家庭福祉係は、入所予定保育施設に対し、様式1-1観察保育依頼書、様式1-2-(2)行動観察報告書（医療的ケア児用）を送付する。
- ③ 保育施設は観察保育後、様式1-2-(2)行動観察報告書（医療的ケア児用）を提出する。
- ④ 区保健福祉部長等は、様式1-8障がい・医療的ケア児保育等認定審査依頼書、様式2-2主治医意見書、様式2-3医療的ケア指示書、障がいにかかわる手帳の写し、様式1-2-(2)行動観察報告書（医療的ケア児用）を子育て支援部長へ送付し、審査会の付託を行う。審査会では当該保育施設における集団保育の可否及び医療的ケアの内容について審議・決定する。
- ⑤ 区保健福祉部長等が認定し、当該保育施設に対し、様式1-9障がい児・医療的ケア児保育等認定審査結果、様式1-10障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書を送付する。
- ⑥ 保育施設は様式2-4医療的ケア実施内容通知書を保護者に提出し、保護者は様式2-5承諾書を保育施設に提出する。また、それらの写しと様式2-6医療的ケア実施計画を併せて子ども家庭福祉係へ提出する。

7 認定開始日

- (1) 利用(入所)申込児童
入所の日から開始とする。
- (2) 既利用(在籍)児童

原則、関係書類の区役所受理日から開始となる。ただし、申請に時間を要しても、既利用児童の医療的ケアが判明した際に様式2-2主治医の意見書、様式2-3医療的ケア指示書・別紙を基に様式2-6医療的ケア実施計画を作成し、様式2-7健康確認表・医療的ケア実施確認書に記録し対応している場合は、認定日を様式2-6医療的ケア児実施計画の実施期間初日とすることができる。最大、年度初め(4月)まで遡ることを認める。保育施設は、別途、様式2-6医療的ケア実施計画、様式2-7健康確認表・医療的ケア実施確認書を区へ提出する。

8 認定等の区分

認定等の区分は、認定のほか、再認定、認定解除、退所、教育・保育給付認定の変更がある。

(1) 転園

転園になった場合、保育施設は速やかに区健康・子ども課子ども家庭福祉係に連絡し、区保健福祉部長等へ報告する。

保健福祉部長等より、退所、転園双方の施設に様式1-10障がい・医療的ケア児保育等認定

区分が通知される。転園先には様式 1-9 障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果の通知が併せて送付される。なお、転園先決定後、区保健福祉部長等は必要書類を子育て支援部長に送付し、転園先の受入れに際し、改めて審査会を開催する。(以降、既利用児童の認定手続きに準ずる)。

(2) 認定解除

医師の診断又は指示により、医療的ケアが不要になった場合は、保育施設は速やかに区健康・子ども課子ども家庭福祉係に連絡をする。様式 2-8 医療的ケア終了届の提出により、認定を解除するものとする。

(3) 退所、教育・保育給付認定の変更

退所の場合、又は保護者からの申請により、2号、3号認定児童から1号認定児童へ、1号認定児童から2号認定児童へ変更になった場合も、保育施設は速やかに区健康・子ども課子ども家庭福祉係へ連絡をする。

8 医療的ケア児保育巡回指導の実施

医療的ケア児保育実施施設に対し、医療的ケア児の医療的ケアや医療的ケアの状況に応じた適切な保育が行われるよう、サポート医による巡回指導を1人に対し、年1回程度実施する。

9 医療的ケア児保育事業費補助金

医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師等の人件費等、医療的ケア児保育事業に要する経費として、医療的ケア児入所保育施設に対し、補助を行う。

※補助額等については、必要に応じて、子ども未来局に問い合わせをすること。